

日医発第 1499 号（医経）

令和 6 年 12 月 3 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて  
（周知依頼）

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より事務連絡「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（周知依頼）」が発出され、本会へ周知要請がございました。

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムは、令和 7 年 4 月以降、現行の医療機関等情報支援システム（G-MIS）から、福祉医療機構が W A M N E T 上に構築する新システムへ移行します。

新システムへの移行にあたり、医療法人は事前の利用申請が必要となります。詳細は、厚生労働省作成のリーフレット及び、厚生労働省の以下のホームページに掲載された医療法人向けの説明資料をご確認下さい。

○ 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（令和 7 年 4 月 1 日以降）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00010.html)

つきましては、貴会におかれましても本件の周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、引き続き紙媒体での報告も可能です。

## 【添付資料】

・「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（周知依頼）」（令和 6 年 11 月 29 日 厚生労働省医政局医療経営支援課）

以上

事務連絡  
令和6年11月29日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る  
報告システムについて（周知依頼）

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムは、令和7年4月以降、現行の医療機関等情報支援システム（G-MIS）から、福祉医療機構がWAMNET上に構築する新システムへ移行します。

今般、厚生労働省にて別添のとおりリーフレットを作成したほか、当省ホームページに医療法人向けの説明資料を掲載いたしました。

貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知いただきますようお願い申し上げます。

○ 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（令和7年4月1日以降）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00010.html)

（照会先）

【報告制度に関すること】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

E-mail : iryouhoujin@mhlw.go.jp

電話 : 03-3595-2274

令和7年4月以降

# 医療法人の事業報告書等・経営情報等の新報告システムにご協力ください。



令和7年4月1日から、事業報告書等及び経営情報等の電子的な提出に、新システム（WAMNET）のご利用をお願いいたします。

ご利用にあたっては、事前の申請が必要となります。

## 新システムの利用申請について

令和6年11月29日以降、下記利用申請のリンク先において、医療法人名、担当者名、担当者連絡先などの必要な情報をご入力※いただきます。

＼利用申請はこちら／



<https://www.wam.go.jp/wamappl/mcdb/coll.nsf/fMCDBInfo?Open>



※年度内にIDを発行するため、令和7年2月28日までの入力をお願いいたします。

## 新システムの機能改善点

- ✓ アカウント発行の所要時間が短縮
- ✓ データ登録方法の追加
- ✓ 入力内容の整合性チェック機能の導入
- ✓ 前年度に登録した情報の自動入力

新システムに関する情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



## 利用申請後にご対応いただくこと

令和7年4月1日以降、新システムにログインが可能となります。

**ID発行メールにログインURLが添付**されていますので、パスワードを設定のうえログインいただきますと、事業報告書等及び経営情報等が報告可能となります。

## ご留意いただくこと

- G-MISをご利用いただいている医療法人も**改めて利用申請が必要**となります。  
(※) G-MISのIDは引き継がれます。
- 令和7年4月1日以降は、利用申請のリンク先はご利用いただけませんので、所管の都道府県に利用申請してください。
- 引き続き紙媒体での報告も可能です。



ご不明な点は、(独)福祉医療機構の設置している医療法人経営情報報告相談窓口までお問い合わせください。

TEL : 0570-783-867 (受付時間 : 平日9 : 00~17 : 00)

[お問い合わせフォーム](#)

新システムに関する情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

